

指定確認検査機関票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	三重県知事 三重県指令県土第14-100号
指定の有効期間	令和7年9月26日から令和12年9月25日まで
機関の名称	公益財団法人 三重県建設技術センター
主たる事務所の住所	三重県津市島崎町56番地 電話番号 059(229)5612
代表者氏名	理事長 佐竹 元宏
業務区域	三重県全域
指定の区分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号） 第15条第1号、第2号、第9号、第10号、第13号及び第14号に掲げる区分
取り扱う建築物等	<ul style="list-style-type: none">・床面積300㎡以内で最高高さ16m以下の建築物 （ただし、構造計算書の添付が必要なものを除く）・上記建築物に設けられる昇降機・上記建築物の敷地内に建設する高さ5m以下の擁壁
実施する業務の態様	建築確認、中間検査、完了検査